

内閣参質一六九第一七号

平成二十年二月十二日

内閣総理大臣 福田 康 夫

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員糸数慶子君提出防衛省防衛研究所の戦史資料「集団自決」に付された見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員糸数慶子君提出防衛省防衛研究所の戦史資料「集団自決」に付された見解に関する再質問  
に対する答弁書

一について

防衛研究所においては、戦史資料の適切な管理を目的として、資料の提供者等を記した史料経歴表を当該資料に添付することとしているが、史料経歴表とは別に御指摘のような紙片を貼付することとはされていないことから、当該紙片については、取り除いたものである。いずれにせよ、防衛研究所においては、戦史に関する調査研究、教育の資とするとともに一般の利用に供するとの目的のため、戦史資料を適切に管理する必要があると考えている。

二について

防衛研究所において、御指摘の紙片が貼付された経緯等について、関係する防衛研究所戦史部の職員等に聴取したところ、当該職員等から、貼付していない旨の回答を得ており、お尋ねにお答えすることは困難である。いずれにせよ、防衛研究所においては、戦史に関する調査研究、教育の資とするとともに一般の利用に供するとの目的のため、戦史資料を適切に管理する必要があると考えている。

### 三について

防衛研究所図書館において管理している戦史資料は膨大な数に上り、お尋ねに網羅的に答えすることは困難であるが、「渡嘉敷島及び座間味島における集団自決の真相」という資料に添付されている史料経歴表においては、当該資料について、「軍命令による集団自決とされていた両島の事件が、村役場の独断」である旨の証言があるとの記述がある。